

十日町市鳥獣被害防止対策協議会 電気柵設置事業費補助金

電気柵本体及び電気柵の設置に必要な備品の購入費用を補助します。

1 概要

補助対象者	・市内在住の農業者 ・市内の農業法人
補助率・上限	補助対象経費（税抜）の1／2以内 上限 10 万円
補助対象経費	販売用の農作物を守るために設置する電気柵本体及び電気柵の設置に必要な備品の購入費用 ・電気柵本体 ・電線（電線入りネットを含む）・支柱類 ・クリップ類 ・ゲートハンドル ・危険表示板 ・検電器 ・緊張具 ・その他、電気柵の設置に際し協議会長が特に必要と認めるもの ※電線の巻き取り機、防草シートは対象外

2 補助金の申請方法について

(1) 補助金交付申請書及び添付書類を作成し、農林課林業振興係に提出してください。

見積書	・ 複数社分の見積書 ・ JA、ホームセンター、農機具販売店 などに依頼して作成してください。 ・ 見積書が作成できるようであればインターネット販売も可とします。 ・ 見積書ごとに電気柵のメーカーが異なっても問題ありません。 ・ 市外の事業者による見積でもかまいません。
設置個所位置図	設置個所および設置範囲が確認できる見取図を作成してください。（手書き可）
納税を証明する書類	市税務課または各支所地域振興課で納税証明書（未納がない証明書）を発行してください。
農作物を販売していることを証明する書類の写し	・ 農作物を販売していることを証明する書類の写しを提出してください。 例）出荷証明書、出荷伝票、販売伝票、契約書、軒先販売等の売上がわかる書類 など ・ 購入者等に出荷証明書の作成を依頼する場合は様式第 7 号を使用してください。

(2) 農林課林業振興係から交付決定通知書が届きましたら、電気柵等を購入し、設置してください。

設置前後の現場写真を撮り忘れないように注意してください。

(3) 実績報告書兼補助金請求書を農林課林業振興係に提出してください。請求書及び領収書、現場写真（施工前、施工後）を添付してください。

(4) 実績報告書の内容を審査後に指定の口座へ補助金をお支払いします。

3 注意事項

(1) 交付申請書は随時受け付けますが、**予算が無くなり次第、受付を終了します。**

(2) 交付決定通知の後で、電気柵等の購入金額に変更がある場合は、変更交付申請書を提出してください。

問い合わせ

十日町市農林課林業振興係 TEL：025-757-9917